

農地転用の受付期間は6月1日から30日、11月1日から30日まで
農地転用には申請が必要。所有者の皆さん忘れずに

農用地区域とは

町がおおよそ10年間を見通して、農用地として利用すべき土地に設定する区域のこと。町が策定する農業振興地域整備計画の中で、農用地利用計画として定めることで区域は設定されます。農用地区域からの除外には次の4つの要件を満たす必要があります。

- 1 農用地区域以外の土地では代替すべき土地がないこと
 - 2 農用地の集団化や農作業の効率化など、農用地区域の利用に支障がないこと
 - 3 農用地区域内の土地改良施設のもつ機能に支障を及ぼすおそれがないこと
 - 4 土地基盤整備事業完了後8年を経過していること
- ただしこの4つの要件を満たす場合でも「担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがある場合」は、農用地区域からの除外はできません。

無断転用は違反です

農地を無断で転用した場合や転用許可にかかる事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなります。この場合、工事の中止や原状回復などの命令がなされる場合があります。

また、3年以下の懲役や300万円以下の罰金など罰則の適用もあります。

本年度の受付期間は

農用地区域変更申請受付期間は年2回あり、6月と11月のそれぞれ1カ月間が受付期間となります。今年の受付期間は次のとおりです。

- 1 6月1日（水）～30日（木）
- 2 11月1日（火）～30日（水）

農用地区域や除外申請の手続きなど、詳細は産業課までお問い合わせください。

農用地区域の除外手続きスケジュール

- 1 変更事由の発生、農用地区域の除外申請
農用地区域内の農地について転用を希望する場合は、役場に農用地区域除外の申請をします（6月・11月）。
- 2 農業振興地域整備対策促進協議会の開催
町は、協議会で提出された申請について協議し、農業振興地域整備計画変更案を作成します（7月・12月）。
- 3 公告・縦覧
町は、作成した農用地利用計画変更案を公告し、その後30日間縦覧します。
- 4 県知事への承認申請
町は、計画縦覧後15日間の異議申立期間内に申し出がなければ、県知事から農用地利用計画の変更案についての承認を受けます。
- 5 農業振興地域整備計画の公告・縦覧
町は承認を受けた後、地域住民に対し農業振興地域整備計画の変更を知らせるための公告をします。
- 6 除外する旨の通知
町は、農業振興地域整備計画の変更を公告する際、申請者に申請地を農用地区域から除外する旨を通知します。このあと申請者は町農業委員会に対して、農地転用許可申請をし、県知事の許可を受け、初めて農地を転用することができます。

東日本大震災の復興を支援するため

各宿泊施設で特別宿泊プランを設定

宿泊料の一部を被災地へ

本町まちづくり観光協会では、県観光協会、県ホテル旅館生活衛生同業組合と連携して「がんばろう東日本！ふじのくにゴー！キャンペーン」と銘打ち、東日本大震災義援金付きの特別宿泊プランを設定しました。ご利用料金から、一人当たり（大人料金500円を義援金として

被災地へ寄付します。

プランを設定しているホテル、旅館、民宿は表のとおりです。お子さん（小学生以下）の料金は大人料金の6割となります。

キャンペーン期間

4月11日（月）～7月22日（金）

問い合わせ

宿泊プランの詳細については、本町まちづくり観光協会までお問い合わせください。

本町まちづくり観光協会 ☎（59）2719

施設名（料金は税込）	1泊2食	1泊朝食付
奥大井観光ホテル翠紅苑 ☎（59）3100	9,500円	8,000円
湯屋飛龍の宿 ☎（59）3110	7,500円	—
ホテルアルプス ☎（59）3131	7,500円	6,000円
光山荘 ☎（59）2302	7,500円	6,000円
山湯館 ☎（59）2305	7,500円	6,000円
旅籠甚平 ☎（59）2988	7,500円	6,000円
朝日山荘 ☎（59）2306	7,500円	—
求夢荘 ☎（59）2311	7,500円	6,000円
民宿深山 ☎（59）3519	7,500円	6,000円
ペンション寸又峡 ☎（59）2384	5,500円	4,500円
民宿まえかわ ☎（59）2373	5,500円	4,500円
接嶋峡		
たぶの家 ☎（59）3738	9,500円	6,000円
民宿なかむら ☎（59）3719	7,500円	—
民宿接嶋 ☎（59）3736	7,500円	6,000円
千頭・奥泉ほか		
清水館（千頭） ☎（59）2006	11,500円	8,000円
民宿奥大井（奥泉） ☎（59）3669	7,500円	6,000円
加登屋旅館（徳山） ☎（57）2018	5,500円	4,500円
ウッドハウスおるくぼ（水川） ☎（56）1100	7,500円	—

心の「杖」や「車いす」に

本町地域包括支援センターでは4月下旬から5月上旬にかけて、町内中学2年生を対象に「認知症サポーター養成講座」を開きました。

認知症について、どのような心構えで向き合えばいいのか、サポーターにはどういった役割があるのかなど、池本祐子保健師が解説したり、社会福祉協議会が用意した認知症DVDを見たりしながら学びました。

池本保健師は「人は誰でも、尊厳を持ち自分らしく生きたいものです。しかし認知症の理解不足がその人の尊厳を奪ってしまう可能性があります。一番大事なのは『周囲の理解』です。皆さんが、正しい知識を持ち、支える手立てを知ること、認知症の人の『心の杖』になることができます。家族や近所の人たちが、認知症の人にとっての『杖』や『車いす』のような存在になることができれば、本人



中川根中学校コモンスペースで開かれた第1回講座。

どのような心構えが必要なのかを学んだ
認知症サポーター養成講座を開講

地域包括支援センター ☎（56）22225

産業課 ☎（56）22226